治験関連の実習等の委受託に関する契約書

研修書式5

公立大学法人横浜市立大学（以下、「甲」という）と［委託者名］（以下、「乙」という）は、次の通り治験関連の実習等の委受託に関して契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（目的）

第1条　本契約は、乙に在籍する社員（または職員、学生）を対象とした治験関連の実習または研修（以下、「実習等」という。）について、乙の要請に沿って甲が協力して実施する際に必要となる事項を明確に定めることを目的とする。

（委受託業務）

第2条　乙は、西暦20　　年　　月　　日に公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（以下「病院」という）の病院長へ申請した治験関連の実習等の実施について、甲へ委託し、甲はこれを受託する。

2　甲が受託する実習等は、以下の各号の通り実施する。

1. 場所：公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター
2. 期間：西暦20　　年　　月　　日　～　西暦20　　年　　月　　日
3. 実習生または研修生（以下「実習生等」という。）：別紙のとおり
4. 実習等の内容：別紙のとおり

（実習費用）

第3条　前条の業務にかかる費用（以下「委託料」という。）は以下の通りとする。

　　委託料：1名につき　　　　　　円、　　　名分　計　　　　　　　円（税別）

2　甲は前項に定めた委託料について、前条第2項第2号の期間の終了後すみやかに、乙に対して請求書を発行し、乙は当該請求書の受領日より起算して60日以内に、請求書に記載された甲の指定する金融機関の口座に一括して委託料を振込む。但し、振込手数料は乙の負担とする。

（守秘義務）

第4条　甲及び乙は、本契約締結に伴って相手方に公開された如何なる他方の当事者の営業上その他の業務上の情報について、他方の当事者の事前の許可なく、如何なる方法をもってしても、第三者に漏洩若しくは使用せず、又は前記行為を試みないものとする。

2　甲及び乙は、それぞれの従業員に前項を周知し、履行させるものとする。

3　乙は、病院の保有する患者及びその家族の個人情報、並びに治験依頼者及び病院の機密情報について、実習生等が第三者に漏洩することがないよう実習生等を教育指導し、実習生等から「治験関連の実習・研修に関する誓約書」を病院長へ提出させることとする。

（損害賠償）

第5条　甲及び乙は、第1条の業務の委受託により何らかの損害が生じ、当該損害が相手方の責に帰すべき事由または相手方の本契約違反による場合には、直接の損害について相手方に請求することができる。

2　実習生等の責により、甲または乙に何らかの損害が生じた場合、甲及び乙は、実習生等個人に対して損害賠償を請求することができる。乙は、本契約締結に際して、前段について実習生等へ周知することとする。

（中止等）

第6条　以下の各号の事由に該当するとき甲は、乙と協議の上で実習等の中止、または取り消し、延期、中断することができるものとする。

1. 災害・事故その他やむを得ない事由により、病院が実習生等を受け入れられない、または受け入れを継続することができないと認められるとき。
2. 災害・事故・疾病その他やむを得ない事由により、実習生等が実習等の中止、または取り消し、延期、中断を病院に申し出たとき。
3. 乙が、第3条第2項に従って委託料の振り込みを履行しない、または第3条第2項を著しく逸脱するとき。
4. 甲または乙が、第4条第1項及び第2項を意図的に逸脱するとき、または履行しないとき。
5. 乙が、第4条第3項を履行しないとき。
6. 実習生等が意図的に病院に損害を与え、指導担当者または病院の指示に従わなかったとき。

（契約期間）

第7条　本契約は、契約締結の日から効力を生じ、第2条第2項第2号の期間終了の日まで有効に存続する。ただし、第4条各項及び第5条各項については、本契約の終了後においても有効に存続する。

（その他）

第8条　本契約に定めの無い事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙は誠意をもって協議決定するものとする。

以上、本契約締結の証しとして本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通保有するものとする。

西暦20　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲： |  |
|  | 所在地 | 神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号 |
|  | 名称 | 公立大学法人　横浜市立大学 |
|  | 契約者 | 理事長　二見　 良之 |

|  |  |
| --- | --- |
| 乙： |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 名称 |  |
|  | 契約者 |  |